

# 議 案 書

## 2024年度 総 会

1. 日 時：2024年2月16日（金）  
午後1時から2時（接続開始12時30分）
2. ZoomによるWeb方式
3. 議事次第  
開会宣言  
会長挨拶  
議事録署名人の確認（規約第17条により議長及び出席理事）  
  
議 案 1 2023年度活動報告  
別紙1：2023年度活動報告一覧  
  
議 案 2 2023年度決算報告と承認の件  
別紙2：決算報告書  
別紙3：監査報告書  
  
議 案 3 安全技術応用研究会の一般社団法人化承認の件  
別紙4：一般社団法人の定款案  
  
議 案 4 安全技術応用研究会財産の一般社団法人への譲渡承認の件  
別紙5：安全技術応用研究会財産の一般社団法人への譲渡  
  
議 案 5 2024年度活動計画と予算案承認の件  
別紙6：2024年度活動計画一覧  
別紙7：2024年度活動予算案  
  
議 案 6 理事及び監事の選任承認の件  
別紙8：2024年度 安全技術応用研究会役員候補
4. その他報告事項

## 2023 年度活動報告一覧

総会 : 2023 年 2 月 16 日(金)

理事会 : 5 回開催 (2023 年 2 月、7 月、9 月、12 月(2 回)開催)

月例会 : 各 12 回/年(東京・関西 : 各 1 回/月)開催

| 理事会・委員会                 | 2023 年度活動報告(1 月～12 月)  |
|-------------------------|--|
| 理事会<br>(年 5 回)          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定例理事会 4 回及び臨時理事会 1 回開催。各委員会の活動状況等について審議。</li> <li>2 安全技術普及会と今後の連携のあり方等について打合せを 5 回実施。</li> </ol>  |
| 企画運営委員会<br>(年 12 回開催)   | <p>方針：論理から実機までの安全技術を一気に通貫とする活動の実践</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 月例会の充実化：一気に通貫に基づく技術講演を開催</li> <li>(2) 企画運営委員会の開催：12 回開催</li> <li>(3) 月例会アンケートによる活動状況評価等：アンケート効果・工数から中止</li> <li>(4) 機械製造業者団体の調査等：設計専門者少なく調査保留中</li> <li>(5) 法人会員の名簿整理と月例会参加実績記録整備：名簿整備中</li> </ol> <p>月例会：1～12 月(毎月開催) 内対面 2 回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全論理・安全原則の研究：4 回</li> <li>・リスクアセスメント・リスク低減の事例紹介：3 回</li> <li>・機械安全の組織運営の事例紹介：2 回</li> <li>・安全技術・安全コンポーネント紹介：2 回</li> <li>・新しい国際規格の解説と動向紹介：3 回</li> <li>・設計事例を題材としたリスクアセスメント・リスク低減の実践：2 回</li> <li>・重点課題の討議など：4 回</li> <li>・個別課題研究会の編成増大と各研究会への支援</li> </ul> <p>企画運営委員会 1～12 月(毎月開催)</p> |
| 関西地区<br>委員会<br>(年 12 回) | <p>月例会の開催：毎月</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常業務における困りごと相談：実施中</li> <li>2. 機械安全に関する会員ニーズの収集と対応</li> </ol>   |
| 広報委員会                   | <p>目的：知名度の向上と法人会員数の拡大</p> <p>委員長退会により活動終了</p>  |
| IMS 委員会                 | <p>目的：ISO22262 統合生産システムにおける安全に関する研究を 2019 年度から継続中</p> <p>4 月に最終報告済。今後の課題について活動再開準備中。</p>   |

# 決 算 報 告 書

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年12月31日

安全技術応用研究会

東京都品川区東大井5-4-19

# 貸借対照表

令和 5年12月31日 現在

安全技術応用研究会

(単位： 円)

## 資産の部

### 【流動資産】

|        |            |            |
|--------|------------|------------|
| 現金及び預金 | 38,371,219 |            |
| 前払費用   | 33,800     |            |
| 仮払金    | 10,906     |            |
| 流動資産合計 |            | 38,415,925 |

### 【固定資産】

#### 【投資その他の資産】

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 差入保証金      | 50,000     |            |
| 基金         | 15,000,000 |            |
| 投資その他の資産合計 | 15,050,000 |            |
| 固定資産合計     |            | 15,050,000 |
| 資産の部合計     |            | 53,465,925 |

## 負債の部

### 【流動負債】

|        |           |           |
|--------|-----------|-----------|
| 未払金    | 21,228    |           |
| 前受金    | 1,180,000 |           |
| 預り金    | 16,563    |           |
| 流動負債合計 |           | 1,217,791 |
| 負債の部合計 |           | 1,217,791 |

## 正味財産の部

### 【正味財産】

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 利益剰余金      |            |            |
| その他利益剰余金   |            |            |
| 繰越利益剰余金    | 52,248,134 |            |
| その他利益剰余金合計 | 52,248,134 |            |
| 利益剰余金合計    | 52,248,134 |            |
| 正味財産合計     |            | 52,248,134 |
| 正味財産の部合計   |            | 52,248,134 |
| 負債及び正味財産合計 |            | 53,465,925 |

# 損 益 計 算 書

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年12月31日

安全技術応用研究会

(単位： 円)

## 【事業収益】

|             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 会 費 収 入     | 4,025,000 |           |
| 事 業 収 益 合 計 |           | 4,025,000 |

## 【事業費用】

|                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 運 営 費           | 244,417   |           |
| 企 画 運 営 委 員 会 費 | 741,990   |           |
| I M S 委 員 会 費   | 183,750   |           |
| 合 計             | 1,170,157 |           |
| 事 業 費 用         |           | 1,170,157 |
| 売 上 総 利 益 金 額   |           | 2,854,843 |

## 【一般管理費】

|               |  |           |
|---------------|--|-----------|
| 一 般 管 理 費 合 計 |  | 1,352,510 |
| 営 業 利 益 金 額   |  | 1,502,333 |

## 【事業外収益】

|                     |     |           |
|---------------------|-----|-----------|
| 受 取 利 息             | 525 |           |
| 事 業 外 収 益 合 計       |     | 525       |
| 経 常 利 益 金 額         |     | 1,502,858 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 金 額 |     | 1,502,858 |
| 当 期 純 利 益 金 額       |     | 1,502,858 |

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年12月31日

安全技術応用研究会

(単位： 円)

|             |         |
|-------------|---------|
| 会 議 費       | 7,114   |
| 通 信 費       | 68,474  |
| 備 品 消 耗 品 費 | 88,880  |
| 理 事 会 費     | 609,876 |
| 業 務 委 託 費   | 523,380 |
| 雑 費         | 47,586  |
| 関 係 団 体 会 費 | 7,200   |

一 般 管 理 費 合 計

1,352,510

## 注 記 表

安全技術応用研究会

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 計算書類及びその附属明細書の作成基準

当団体は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成しています。

#### 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        移動平均法

#### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

    消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

令和6年1月19日

## 監査報告書

安全技術応用研究会

監事 小林 正和



令和5年度の計算書類書及びその他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

### 1 監査の方法及びその内容

私は、理事会その他重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、また、理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

### 2 監査の結果

- (1) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実はありません。
- (2) 当会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (3) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）は当会の財産及び損益の状況を全ての重要な点において正しく表示しています。

以上



## 定 款 (案)

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安全技術応用研究会（以下「当会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、安全技術の研究・開発及び普及を通じて機械や設備への安全技術の導入を行い、人の安全確保と生産性の向上に貢献するとともに、産業界の一層の繁栄を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- 一 安全技術及び応用技術の研究・開発並びに普及、規格の提案
- 二 安全確認型の論理に基づいた安全方策の研究・開発及び普及
- 三 会員相互の情報交換
- 四 国内外の関連官庁及び関連団体との連携
- 五 安全技術及び応用技術に関する普及団体に対する支援
- 六 その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 会 員

(当会の構成員)

第5条 当会は、当会の目的に賛同し入会した個人又は団体を会員（以下「会員」という。）とし、会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。以下一般法人法上の社員を「会員」と称する。

2 当会に入会し会員となるには、理事会において別に定める当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会費の負担)

第6条 会員は、当会の事業活動にともなう費用に充てるため、毎年1月に次の年会費を支払う義務を負う。なお、当会事業年度の7月以降に入会した会員の入会年度の年会費は半額とする。

- 一 団体会員（法人、権利能力なき社団及びそれに準ずる団体を含む） 年会費 金10万円
  - 二 個人会員 年会費 金1万円
- 2 相互に会員になる場合など、理事会が特に認めたときは年会費を免除することができる。
  - 3 年会費は事由のいかんにかかわらず返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める当会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 当会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会（一般法人法上の社員総会を「会員総会」と称する。以下同じ）の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員総会の1週間前までに当該会員に除名する旨及びその理由を通知し、かつ会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 定款その他当会において定める規則に違反したとき。
- 二 当会の名誉を傷つけ、又は当会の目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第10条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第11条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等を支払う場合の基準
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の分配
- 七 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第12条 会員総会は、定時会員総会として、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し会員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求できる。

3 前項の請求をした会員は、前項の請求をした日から6週間以内の日を会員総会の日とする会員総会の通知が発せられない場合、会員総会を招集することができる。

4 会員総会を招集するときは、会議の日時及び、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第15条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議及び代理)

第16条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他一般社団法人法で定められた事項

3 会員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、出席できない会員は委任状を当会に提出するものとする。

なお、会長が認めた場合は、議決権の行使は書面、電磁的方法によることができる。

(議事録)

第17条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会員総会の議事録は、会員総会の日から10年間当会事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第18条 当会に次の役員を置く。

一 理事 3名以上5名以内

二 監事 1名

2 理事の過半数は、当会の会員とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事のうちから選定する。

3 代表理事のうち1名を会長として選定する。また、理事のうちから副会長及び専務理事を選定することができる。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選で決める。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当会を代表し、当会の業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも全ての会の活動に出席することができるものとする。また、監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、3か月ごとに理事会に当会の財産状況を報告しなければならない。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第25条 当会は、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱し理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 顧問の処遇は理事会で決める。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

2 理事会は、3か月に1回以上開催しなければならない。

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長又は各理事が理事会を招集する。

3 理事は、必要と認めるときは随時会長に理事会の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。この場合、招集請求をした理事は、招集を請求した日から5日以内に、当該請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、理事会を招集することができる。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。また、前項により理事会が招集されたときは理事の互選で他の理事がこれにあたるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 月例会及び委員会

(月例会)

第31条 当会は会員相互の情報交換等を行うため月例会を行う。

2 月例会は毎月1回開催し、会員は月例会に参加することができる。会員でない者は、会長の承認を得て月例会に参加できる。

(企画運営委員会)

第31条の2 当会は、月例会を行うため企画運営委員会を設置する。

2 月例会の企画、運営に関する事項は企画運営委員会が決定する。

3 企画運営委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 企画運営委員会の委員の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

5 企画運営委員会は、毎事業年度ごとに当該事業年度における活動報告、翌事業年度における活動計画を理事会に提出しなければならない。

6 企画運営委員会の運営に関する基本的事項は理事会の承認を得て会長が決定する。委員会の運営に関する細目は当該委員会において定める。但し、理事会の承認を得るものとする。

(委員会の設置等)

第32条 会長は、理事会の承認を得て、当会の目的たる事業を行うため当会に委員会(第31条の2の企画運営委員会を除く。)を置くことができる。

2 第1項により設置された委員会については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

## 第8章 研究成果・知的所有権・秘密保持

(成果物の公表等)

第33条 会員は、当会における研究成果に関して、対価の有無にかかわらず開示・公開・公表等しようとするときは、その内容、時期、方法等について理事会の承認を得なければならない。

(知的所有権)

第34条 当会に関わる知的所有権等の取扱いに関しては理事会において定める。

(秘密保持)

第35条 会員は、当会の活動に関する全ての情報について他に漏えいしてはならない。ただし、公知情報又は理事会の事前の承認を得た場合はこの限りでない。

(非会員)

第36条 会員でない者が当会の部会又は委員会等に参加する場合、当該部会又は委員会の長は当該非会員から第33条及び前条に関して書面による承諾を得なければならない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第37条 当会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局業務は外部の団体等に委託することができるものとする。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。但し、事務局長については、理事会の承認を得なければならない。

4 事務局長の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

5 事務局長の職務並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 第10章 基金

(基金の拠出等)

第38条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所、方法その他必要な事項を清算人において別に定める。

(基金の提供)

第39条 当会は、第4条第五号の支援事業として、会員総会において承認を得た提供先に対しその承認を得た範囲で基金を提供できるものとする。

## 第11章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書及び収支予算書は、当会事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時会員総会に提出し第一号の書類についてはその内容を報告し、第二、三号の書類については総会で承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を当会事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を当会事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第43条 当会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

(解散)

第45条 当会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

2 当会の清算に関して必要な事項は、前項の決議の際に定める。

(残余財産の帰属)

第46条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、安全技術の進歩発展・普及促進を図る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当会の公告は、当会事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第14章 補則

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

(施行日)

1条 当会の最初の事業年度は、当会（法人）成立の日から令和6年12月31日までとする。

2条 当会の設立時の役員は、次のとおりとする。

(略)

3条 当会の設立時の社員は、次のとおりとする。

(略)

4条 設立後1か月以内に別段の申出が無い限り、安全技術応用研究会の会員であった法人または個人（以下「旧会員」という。）については、定款第5条第2項の規定にかかわらず、特別の手続きをすることなく、新設団体の社員（会員）とする。

5条 前項の規定により新設団体の社員となった場合については、定款第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇年の会費については納付することを要しない。但し、安全技術応用研究会の令和〇年の会費を納付済みの会員に限るものとする。

以上、一般社団法人安全技術応用研究会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年 月 日

設立時社員 \_\_\_\_\_

同 \_\_\_\_\_

安全技術応用研究会財産の一般社団法人安全技術応用研究会への譲渡承認の件

議案3により安全技術応用研究会が一般社団法人となることについて承認が得られた場合、安全技術応用研究会が解散する際の財産（現金・預金等）については一般社団法人安全技術応用研究会に譲渡するものとする。

1 現在の資産（現金預金）について（2024年1月現在）

定期預金 : 2,500万円（1年定期）

普通預金 : 1,385万円

現金 : 22万円

---

計 3,907万円

研究会解散時の全額が対象

2 その他著作物、著作権等

会員情報、報告書等

以上



## 2024年度活動計画一覧

- 総会：2024年2月16日
- 理事会：2024年3月、6月、9月、12月 開催予定
- 月例会：各12回/年（東京・関西：各1回/月）開催予定

| 理事会・委員会           | 2024年度の活動計画  |
|-------------------|--|
| 理事会               | 1 年4回の定例理事会の開催<br>2 研究会の一般社団法人化を進める。<br>3 今後の研究会のあり方、普及会との連携のあり方について検討。  |
| 企画運営委員会<br>(年12回) | 方針：論理から実機までの安全技術を一気通貫とする活動の実践<br>1. 月例会の充実化(参加者数増加、報告中心から討議中心へ移行)<br>1) 研究テーマ新規設定による活動の活性化(委員会・研究会)<br>2) ブレックアウトルーム利用による少人数コミュニケーションの活性化<br>2. 企画運営委員会開催:12回/年(リモート8回、大井町4回)<br>3. 研究成果の形式知化と論文や文献の発行(過去文献の整理)<br>4. 月例会の活動実績の反省と活動方法の継続的な改善<br>5. 機械安全関係の外部団体との協調・連携による活動の充実<br>6. 一般社団法人化に向けた研究会の組織・体制の立案・提案<br>7. 国内で製造・稼動する機械を対象にする機械安全普及の企画<br>8. 個人会員の活動実績把握による研究会への貢献度の向上<br>9. 法人会員の会員名簿の整備と月例会参加記録の適正化<br>10. 情報管理方法とセキュリティ体制の提案・実施<br><月例会> 年12回(リモート8回、対面+リモート4回)<br>1) 安全論理・安全原則の研究<br>2) リスクアセスメント・リスク低減の事例<br>3) 機械安全マネジメントの組織運営の事例<br>4) 安全技術・安全コンポーネントの調査<br>5) 新しい国際規格の解説と動向<br>6) 重点課題に対する持続的な討議<br>7) 自己紹介と討議によるコミュニケーションの向上<br>8) 月例会課題から研究委員会への展開と活動支援 |
| 関西月例会             | 関西月例会の開催：月1回、年間12回<br>1) 日常業務における困りごとの相談(技術・マネジメント)<br>2) 会員ニーズの収集と対応  |
| 安全確認型研究会          | 目的：安全確認型システムの再定義と実機械設計への適用の研究<br>具体的な機械を題材とする安全確認型の定義と適用の研究  |
| MBSE研究会           | 目的：MBSEによるリスクアセスメント・リスク低減の研究<br>具体的なラインを題材にするMBSEの適用性の研究   |
| IMS研究会            | 目的：ISO 11161 統合生産システムの研究(ユーザー側 SIr 対象)<br>1) 具体的な生産形態を題材とする統合生産システムの研究<br>2) ISO 11161 を普遍化した基本要素の解説書の作成   |

(第3号議案)  
2024年度 安全技術応用研究会 活動予算案

| 項目                                 | 事業収入       |            |          |            |          |
|------------------------------------|------------|------------|----------|------------|----------|
|                                    | 2024予算案    | 2023予算額    | 増減       | 2023決算     | 対予算増減    |
| 30-1：会費<br>(法人37(39)、<br>個人39(39)) | 4,090,000  | 4,300,000  | -210,000 | 4,025,000  | -275,000 |
| 30-2：運営費                           | 0          | 0          | 0        | 0          | 0        |
| 預金利息                               | 0          | 0          | 0        | 525        | 0        |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
|                                    |            |            |          |            |          |
| 収入の部                               | 4,090,000  | 4,300,000  | -210,000 | 4,025,525  | -274,475 |
| 前年度繰越金                             | 52,248,134 | 50,745,276 |          | 50,745,276 |          |
| 総合計                                | 56,338,134 | 55,045,276 |          | 54,770,801 |          |

| 項目                               | 事業費用       |            |            |            |            |
|----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                                  | 2024予算案    | 2023予算額    | 増減         | 2023決算     | 対予算増減      |
| 10-1：運営費(月例会場,<br>企画委員会,印刷ほか)    | 240,000    | 240,000    | 0          | 244,417    | 4,417      |
| 10-6：その他の委員会費                    | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 10-11：企画委員会                      | 740,000    | 720,000    | 20,000     | 741,990    | 21,990     |
| 10-12：IMS委員会                     | 200,000    | 720,000    | -520,000   | 183,750    | -536,250   |
| 10-13：広報委員会                      | 0          | 200,000    | -200,000   | 0          | -200,000   |
| 10-14：HP更新                       | 750,000    | 750,000    | 0          | 0          | -750,000   |
| 10-15：今後のあり方検討会                  | 0          | 360,000    | -360,000   | 0          | -360,000   |
| 小計(運営費)                          | 1,930,000  | 2,990,000  | -1,060,000 | 1,170,157  | -1,819,843 |
| <事務局運営費>                         |            |            |            |            |            |
| 20-3：会議費                         | 0          | 0          | 0          | 7,114      | 7,114      |
| 20-6：旅費交通費                       | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 20-7：通信費(電話,大塚)                  | 100,000    | 100,000    | 0          | 68,474     | -31,526    |
| 20-8：備品消耗品                       | 10,000     | 10,000     | 0          | 88,880     | 78,880     |
| 20-9：理事会費                        | 700,000    | 700,000    | 0          | 609,876    | -90,124    |
| 20-11：リース料                       | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 20-12：業務委託費(会計・監査・HP・弁護士等・事務局委託) | 2,180,000  | 580,000    | 1,600,000  | 523,380    | -56,620    |
| 20-13：賃貸料                        | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 20-14：租税公課                       | 77,600     | 77,600     | 0          | 0          | -77,600    |
| 20-16：関係団体負担金                    | 7,200      | 7,200      | 0          | 7,200      | 0          |
| 20-30：雑費                         | 65,000     | 65,000     | 0          | 47,586     | -17,414    |
| 小計(事務局費用)                        | 3,139,800  | 1,539,800  | 1,600,000  | 1,352,510  | -187,290   |
| 事業利益金額                           | -979,800   | -229,800   | -750,000   | 1,502,333  | 1,732,133  |
| 事業外利益金額                          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 経常増益金額                           | -979,800   | -229,800   | -750,000   | 1,502,858  | 1,732,658  |
| 支出の部                             | 5,069,800  | 4,529,800  |            | 2,522,667  |            |
| 次年度繰越金                           | 51,268,334 | 50,745,276 |            | 52,248,134 |            |
| 総合計                              | 56,338,134 | 55,045,276 |            | 54,770,801 |            |

## 2024年度 安全技術応用研究会 役員候補

|    |  |      |      |
|----|--|------|------|
| 理事 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用<br>支援機構 職業能力開発総合大学校 教授 | 中村瑞穂 | (再任) |
| 理事 | 独立行政法人 労働者健康安全機構<br>労働安全衛生総合研究所          | 清水尚憲 | (再任) |
| 理事 | YKK株式会社 製造・技術本部<br>生産技術部 開発推進室           | 増田義典 | (新任) |
| 理事 | ぴくはりさーち 代表<br>国立大学法人 信州大学工学部             | 保科修一 | (新任) |
| 理事 | S-Tech Lab (エステック ラボ) 代表                 | 大西正紀 | (新任) |
| 監事 | 公認会計士                                    | 小林正和 | (再任) |